

第30回南幌町農業委員会総会議事録

令和7年10月27日（月）午後4時10分より、役場庁議室において
第30回南幌町農業委員会総会が開催された。
本日の出席者は次のとおり。

1	番	武	良	敏	則	則
2	番	南	郷	則	弘	之
3	番	江	野	勇	樹	弘
4	番	上	久	正	彦	樹
5	番	久	呂	雄	郎	彦
6	番	野	田	義	一	郎
7	番	青	木	春	春	一
8	番	山	田	浩	浩	一
9	番	背	尾	典	典	一
10	番	立	川	彦	彦	一
11	番	高	島	久	茂	和
12	番	鍋	山	洋	洋	一

欠席者

本日の議案は次のとおり

- 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 議案第2号 農用地等のあっせん申出について
- 議案第3号 農業振興地域農用地区域内の農地転用計画について
- 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第6号 農用地利用集積等促進計画の要請について

事務局出席者 事務局長 山本篤
農地係主査 森川真由美

議長 これより、第30回南幌町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席者は12名でございます。
ただちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第14条の規定により議長において指名いたします。1番武良 委員、
2番南 委員以上ご両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定をいたします。

お諮りいたします。第30回南幌町農業委員会総会は、10月27日 本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第30回南幌町農業委員会総会は、10月27日 本日1日限りと決しました。

日程第3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。

令和7年 9月29日、第29回農業委員会総会を開催した。
10月 8日、利用調整会議に関係委員出席した。
以上でございます。

議長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでございますので、報告済みといたします。

議長 **日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。**

事務局長 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、
賃貸借の合意解約した旨の通知があったので可否について意見を
求める。

令和7年10月27日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第1号について説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、1件でございます。

賃貸人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。賃借人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番、
田で9,024m²他計4筆ございまして、81,449m²となり、
賃貸借の合意解約日は、令和7年10月〇〇日でございます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 **日程第5 議案第2号 農用地等のあっせん申出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。**

事務局長 議案第2号 農用地等のあっせん申出について。

南幌町農地移動適正化あっせん基準第6条第2項第1号の規定

により農用地等のあっせん申出があるので、同条第3項第2号により相手方を選定し、同条第4項の規定によりあっせん委員の指名を願う。

令和7年10月27日提出。南幌町農業委員會會長名。

事務局 議案第2号について説明いたします。農用地等のあっせん申出につきましては、1件でございます。

あっせん申出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。

あっせん申出地は、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇〇、田で10,628m²他計2筆ございまして、22,923m²となります。

説明は以上でございます。

議長 番 9

議長 9番 背尾 委員

9 番 只今申出のありましたあっせんの相手方ですが、申出地の利用条件等を考え、○○○○○○○が適格であると提案いたします。以上です。

議長 只今、背尾委員より相手方の選定について提案がありました。
これより相手方の選定について質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、あっせん委員の指名について、事務局の説明を求めます。

事務局 あっせん委員の指名につきましては、あっせん申出者及び相手方の地区などを考え、2番 南委員、6番 野呂田委員、9番背尾委員が適当であると提案いたします。

説明は以上でございます。

議長　あっせん委員については、事務局より提案がありましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長　質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第2号 農用地等のあっせん申出については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長　ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長　日程第8　議案第3号 農業振興地域農用地区域内の農地転用計画についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長　議案第3号 農業振興地域農用地区域内の農地転用計画について。
農業振興地域の整備に関する法律第8条の規定により定めた農用地区域内の農地について、農地以外の用途に転用したい旨申し出があったので、審議願い意見を求める。
令和7年10月27日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局　議案第3号について説明いたします。農業振興地域農用地区域内の農地転用計画につきましては、2件でございます。それぞれ農業用施設を建設するための転用となってございます。

初めに1件目について説明いたします。

1件目の転用事業計画者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇の内、田で998m²となります。

選定理由につきましては、既存の農業資材・機材置場では手狭なため、資材置場を拡張したいのですが、既存の宅地内には建設

する余地がなく、農用地区域外は、都市計画上の用途地域に指定されており、農業資材・資材置場の拡張には困難なため、当地を選定したとなってございます。

事業計画につきましては、農業資材・機材置場 1棟 860m²、雪堆積スペース・排水 1棟 138m²となり、詳細につきましては添付した位置図及び地番図等を参照願います。

続きまして、別にお配りしております、農地転用計画に係る意見書について説明いたします。資料 1-①をご覧ください。

転用計画に係る事項といたしまして、事業計画の転用目的は農業資材・機材置場の拡張、工事計画の着工は令和7年11月初日、完了は令和7年11月末日の予定となってございます。

農地転用許可基準から見た意見といたしまして、農地の区分については、農用地区域内農地で 998m²となり、農地法第4条第6項第1号イに定める農地となります。

農地の区分と転用目的でございますが、申請地は農用地区域内農地であるが、利用上の都合が良く耕作への影響も少ないと、並びに農地法第4条第6項に該当するため、例外的に許可しうるとなります。

総合意見といたしまして、農用地区域内の農地ではありますが、土地利用状況から代替地が見当たらず、利用上都合が良いことから、この転用は農地転用許可基準から妥当なものと認めるとして意見書を作成してございます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第3号 農業振興地域農用地区域内の農地転用計画の1件目については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

2件目につきましては、農業委員会法第31条、議事参与の制限により、立川委員の退席を求めます。退席するまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、立川委員は退席する。)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします
引き続き、事務局の説明を求めます。

事務局 続きまして、2件目以降について説明いたします。

2件目の転用事業計画者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で1, 806m²となります。

選定理由につきましては、既存の施設では手狭なため、農業用倉庫等を建設したいのですが、既存の宅地内には整備する余地がなく、農用地区域外は、都市計画上の用途地域に指定されており、農業用倉庫等を設置するには困難なため、当地を選定したとなってございます。

事業計画につきましては、農業用倉庫1棟113.40m²、D型倉庫（既設）1棟56.25m²、農業機械置場1棟395.40m²、農業資材置場1棟237.50m²、車輌置場1棟70.00m²、通路1棟364.50m²、雪堆積スペース1棟569.15m²となり、詳細につきましては添付した位置図及び地番図等を参照願います。

続きまして、別にお配りしております、農地転用計画に係る意見書について説明いたします。資料1-②をご覧ください。

転用計画に係る事項といたしまして、事業計画の転用目的は農業用車庫の建設、農業機械・資材置場の造成。工事計画の着工は令和7年11月中日、完了は令和8年3月末日の予定となってございます。

農地転用許可基準から見た意見といたしまして、農地の区分については、農用地区域内農地で1, 806m²となり、農地法第4

条第6項第1号イに定める農地となります。

農地の区分と転用目的でございますが、申請地は農用地区域内農地であるが、利用上の都合が良く耕作への影響も少ないとこと、並びに農地法第4条第6項に該当するため、例外的に許可しうるとなります。

総合意見といたしまして、農用地区域内の農地ではありますが、土地利用状況から代替地が見当たらず、利用上都合が良いことから、この転用は農地転用許可基準から妥当なものと認めるとして意見書を作成してございます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。2件目については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

退席しております立川委員が席に着くまでの間、暫時休憩いたします。

(暫時休憩し、立川委員は着席する。)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします

議長 **日程第6 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について**を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条第1項の規定により、許可申請があったので、可否の決定を求める。

令和7年10月27日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第4号について説明いたします。農地法第3条の規定による許可申請につきましては、所有権移転によるものが1件でございます。

譲渡人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。譲受人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇、畝で1,736m²となります。申請理由は、譲渡人は、所有地を売却することにした。譲受人は、申請地を取得し経営の拡大を図りたく申請に及んだとしています。

別にお配りしています、農地法第3条調査書により説明いたします。資料2をご覧ください。

第2項第1号は譲受人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれることから該当しない。

同項第2号は、譲受人は個人であることから適用しない。

同項第3号は、信託ではないので該当しない。

同項第4号は、譲受人は年250日農作業に従事していることから該当しない。

同項第5号は、所有権移転につき該当しない。

同項第6号は、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられることから該当しないものとしています。なお、背尾委員が現地の調査を行い、周辺の農地の利用状況、農薬など地域に影響をもたらす問題はないことを確認しております。

以上のことから、いずれも農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。

説明は以上でございます。

議長　只今の説明に関連して、現地調査にあたられた委員より補足説明があれば、お願ひいたします。

9番　議長　9番

議長　9番　背尾　委員

9番　この件につきまして、現地調査を行いましたが、周辺農地への影響等はないものと思われます。以上です。

議長　事務局の説明及び委員からの補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長　質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長　ご異議なしと認めます。よって、本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長　日程第7　議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長　議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について 農地法第4条第1項の規定により、許可申請があったので可否の決定を求める。

令和7年10月27日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第5号について説明いたします。農地法第4条の規定による許可申請につきましては、2件でございます。申請地につきましては、農用地区域内農地になります。

初めに、1件目について説明いたします。

1件目の転用計画者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇の内、田で998m²となります。

申請理由は、既存の資材置場が手狭になったため、資材置場を拡張したいのですが、既存の宅地内には余地がありません。申請地は既存の宅地に隣接し、町道に面し、利用上の都合が良いので農業資材・機材置場の拡張をするものです。

続きまして、農地法第4条調査書について説明いたします。資料3-①をご覧ください。

1 立地基準の(1)申請地の農地区分は農用地区域内農地です。(3)申請地以外に代替地がないと判断した理由については、既存の宅地内には余地がなく、農用地区域外は都市計画上の用途地域に指定されており、農業資材・機材置場の拡張は困難である。次ページをお開きください。

2 一般基準の(1)事業実施の確実性はすべての項目について可であると見込まれます。(2)被害防除措置の妥当性についてもすべての項目について可であると見込まれます。

3 添付書類についてはすべて添付されております。

以上のことから、転用計画の内容・資金力・申請面積の妥当性・周辺農地への影響なども審査した結果、転用にあたり問題はないものと考えます。

説明は以上でございます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、現地調査にあたられた委員より補足説明があれば、お願ひいたします。

2番 議長 2番

議長 2番 南 委員

2 番 この件につきまして、現地調査による確認を行いましたが、確かに現在の宅地内に資材置場を拡張する余地はなく、転用する面積についても必要最小限と考えますので、転用には問題ないと思われます。以上です。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明及び委員からの補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請の1件目については申請のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり許可することに決しました。
2件目につきましては、農業委員会法第31条、議事参与の制限により、立川委員の退席を求めます。退席するまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、立川委員は退席する。)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします
引き続き、事務局の説明を求めます。

事務局 続きまして、2件目について説明いたします。

2件目の転用計画者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で1, 806m²となります。

申請理由は、既存の施設では手狭になつたため、農業用車庫等の建設をしたいのですが、既存の宅地内には余地がありません。

申請地は既存の宅地に隣接し、利用上の都合が良いので農業用車庫等の建設をするものです。

続きまして、農地法第4条調査書について説明いたします。資料3-②をご覧ください。

1 立地基準の(1)申請地の農地区分は農用地区域内農地です。(3)申請地以外に代替地がないと判断した理由については、既存の宅地内には余地がなく、農用地区域外は都市計画上の用途地域に指定されており、農業用車庫等の建設をするには困難である。次ページにまいります。

2 一般基準の(1)事業実施の確実性はすべての項目について可であると見込まれます。(2)被害防除措置の妥当性についてもすべての項目について可であると見込まれます。

3 添付書類についてはすべて添付されております。

以上のことから、転用計画の内容・資金力・申請面積の妥当性・周辺農地への影響なども審査した結果、転用にあたり問題はないものと考えます。

説明は以上でございます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、現地調査にあたられた委員より補足説明があれば、お願ひいたします。

2番 議長 2番

議長 2番 南 委員

2番 この件につきましても、現地調査による確認を行いましたが、確かに現在の宅地内に農業用倉庫等を建設する余地はなく、転用する面積についても必要最小限と考えますので、転用には問題ないと思われます。以上です。

議長 ありがとうございます。事務局の説明及び委員からの補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。2件目については申請のとおり許可するごとにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり許可するごとに決しました。

退席しております立川委員が席に着くまでの間、暫時休憩いたします。

(暫時休憩し、立川委員は着席する)

議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

議長 **日程第7 議案第6号 農用地利用集積等促進計画の要請**についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第6号 農用地利用集積等促進計画の要請について。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画を策定することの要請について議決を求める。

令和7年10月27日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第6号について説明いたします。農用地利用集積等促進計画の要請につきましては、所有権移転が3件、利用権の設定が2件です。

初めに所有権移転 整理番号7の10の1から7の10の2について説明します。

整理番号7の10の1の売り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。買い手は、〇〇〇〇〇〇〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、

田で 12, 371 m² 他計 3 筆ございまして、77, 195 m² となります。価格につきましては、〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円となります。

整理番号 7 の 10 の 2 の売り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。買い手は、〇〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で 6, 981 m² 他計 6 筆ございまして、69, 249 m² となります。価格につきましては、〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円となります。

以上、促進計画の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の要件を満たしているものと考えます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画の要請 所有権移転 整理番号 7 の 10 の 1 から 7 の 10 の 2 については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

整理番号 7 の 10 の 3 につきましては、農業委員会法第 31 条議事参与の制限により、久保委員の退席を求めます。

退席するまでの間、暫時休憩といたします。

(暫時休憩し、久保委員は退席する。)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします
引き続き、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号7の10の3の売り手は、〇〇〇〇〇〇〇〇。買い手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畝で425m²他計6筆ございまして、103, 971m²となります。価格につきましては、〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円となります。

以上、促進計画の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしているものと考えます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。所有権移転 整理番号7の10の3については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

退席しております久保委員が席に着くまでの間、暫時休憩いたします。

(暫時休憩し、久保委員は着席する)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします
引き続き、事務局の説明を求めます。

事務局 続きまして、利用権の設定から説明いたします。

整理番号7の10の1の貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。借り手は、〇〇〇〇〇〇〇〇。

整理番号 7 の 10 の 2 の貸し手は、〇〇〇〇〇〇。借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で 36, 607 m² 他計 2 筆ございまして、58, 175 m² となります。利用権の期間は、令和〇年〇月〇〇日までの〇年間となります。

以上、促進計画の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の要件を満たしているものと考えます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。利用権の設定 整理番号 7 の 10 の 1 及び 整理番号 7 の 10 の 2 については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。

第 30 回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第 30 回南幌町農業委員会総会

は只今を以って閉会といたします。

(午後 4時40分 終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会長

1番

2番